和水町老人福祉センターは閉館します

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 福祉係 ☎0968・86・5724

和水町老人福祉センターは、昭和59年に建設され、健康の保持、教育の向上およびレクリエーションのため の施設として、町民の皆さまに、利用していただいています。

しかし、平成26年度に福祉活動の拠点が和水町福祉センター(旧あばかん家)へ移転したことによる施設の 利用減少、施設の老朽化などの理由で、3月31日で閉館することとなりました。

長い間、町民の皆さまのご利用ありがとうございました。

なお、4月1日から、和水町シルバー人材センター事務局は、和水町福祉センター(社会福祉協議会)内に移 転します。

チャイルドシートの購入助成と貸し出しを終了します

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 子ども家庭係 ☎0968・86・5724

チャイルドシートの購入助成と貸し出しを平成31年3月末で終了します。 申請を希望される方は、お早めの申請をお願いします。

○チャイルドシート購入助成

対象者 3月31日(日)までに生まれた乳幼児に対し、3月31日(日)までにチャイルドシートを購入さ れた方。

申請期限 5月31日 (金)

助成額 購入金額の2分の1の額(上限1万円)

持参物 領収書 (購入日や店名が分かるもの)、保証書(型式・製造番号の記載があるもの)、印鑑(認印)、 申請者の通帳、購入したチャイルドシート

※申請時にチャイルドシートの現物確認を行います。車に取り付けた状態で構いません。

○チャイルドシート貸し出し

利用期限 3月31日(日) ※利用期間は貸出日・返却日を含め1週間です。

持参物 印鑑(認印)

災害時、避難するときに支援が必要な人へ

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 福祉係 ☎0968 · 86 · 5724

総合支所 住民課 健康福祉係 ☎0968・34・3111

町では、要援護者を普段から地域で見守り、災害時に迅速かつ円滑な避難の確保を図るため、災害時要援護 者支援制度体制づくりを進めています。

災害時要援護者とは?

災害時の避難が困難であり、近所の人の協力が必要な人のことをいいます。

対象者は、65歳以上の高齢世帯や独居の人、障がいをお持ちの人、その他援護を必要と

する人です。

避難支援者とは?

要援護者に対し、普段からの声掛けや、災害発生時に一緒に避難することができる人のことをいいます。責 任を伴うものではありません。要援護者から避難支援依頼があった場合に、普段のご近所付き合いの一環とし てご協力をお願いします。

登録・申請はどうすればいいの?

災害時の対応に少しでも不安がある人は、各地区の区長、民生委員・児童委員 または役場健康福祉課へご相談ください。

- ※登録する際は、近所の人の協力が必要ですので、町が区長・民生委員などに個 人情報を提供する場合があります。
- ※登録後に防災カードをお渡しします。このカードを持って避難することによ り、避難時に本人の情報が一目でわかるようになっています。
- ※登録は強制ではありません。災害から身を守るために普段から防災の準備をし ておきましょう。



防災カード





総

務

税

務

住

民



今年は平成から年号が変わるよね。近所のおじさんが、知らない業者 から「年号が変わるので天皇陛下のアルバムを買いませんか。今なら8 万円のところ3万円で買えます」と電話があって、断ったのに自宅にア ルバムが送ってきたんだって。こんな時はどうしたらいいの?

それは、新たな送り付け商法だワン。注文していない商品が来たと きは、代金を支払わずに受け取りを拒否したらいいワン。





SY OF

(なごワン)

受け取りを拒否したら宅配業者の人に迷惑がかからないかな?

(安 しん子ちゃん)

安心して。受け取りを拒否することで宅配業者に迷惑がかかること はないワン。

送り付け商法の対処法

- ①頼んでいない商品は、受け取らない。
- ②もし受け取っても、お金は払わない。
- ③商品は送り返すか、送り返さない場合は、受け取って14日間経過 したとき、または業者に引き取りを請求してから7日間経過した 場合は処分しても大丈夫。
- ④請求書は受領拒否する。
- ⑤契約してもクーリングオフできる場合があるので、あきらめずに 相談する。

困ったときは、町の消費生活相談窓口に相談するといいワン

消費生活相談窓口

和水町役場·総務課 ☎0968 · 86 · 5720

今、しましょう! 車の名義変更・廃車手続

問い合わせ先 本庁 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723 (内線514) 総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111 (内線751)

軽自動車税は、4月1日の所有者に納税義務があります。 3月29日(金)までに手続きを済ませましょう。

引越しなどにより住所が変わった 譲渡などにより所有者が変わった

「変更手続」が必要!

車が必要なくなった

「廃車手続」が必要!



●車種と受付窓口(手続きに必要なものは、それぞれの受付窓口へお問い合わせください)

車種	受付窓口
・原動機付自転車(排気量125cc以下) ・小型特殊自動車(農耕用など)	和水町役場 税務住民課 ☎0968·86·5723 三加和総合支所 住民課 ☎0968·34·3111
・二輪の軽自動車(排気量125超~250cc以下)・三輪の軽自動車・軽四輪貨物車、軽四輪乗用車	熊本県軽自動車協会 ☎050·3816·1758 〒862-0902 熊本市東区東本町16-3
・二輪の小型自動車(排気量250cc超)	九州運輸局熊本運輸支局 ☎050·5540·2086 〒862-0901 熊本市東区東町4-14-35